令和 元 年
１０月２９日

ふれあい通信

第１９ 号

飲酒運転 根絶

飲酒運転は犯罪です!!

※以下の行政処分は、以前に違反や事故がない場合

	酒酔い運転	酒気帯び運転		
罰則	５年以下の懲役又は １００万円以下の罰金	３年以下の懲役又は ５０万円以下の罰金		
違反点	３５点 免許取消し 欠格期間3年	呼気１リットル中	０．２５ｍｇ以上 免許取消し 欠格期間２年	２５点
			０．１５ｍｇ以上 ０．２５ｍｇ未満 免許停止90日	１３点

- 深酒や夜遅くまで飲酒した時など、二日酔いのおそれがあるときも運転をしてはいけません。
- 自転車の飲酒運転も絶対してはいけません。

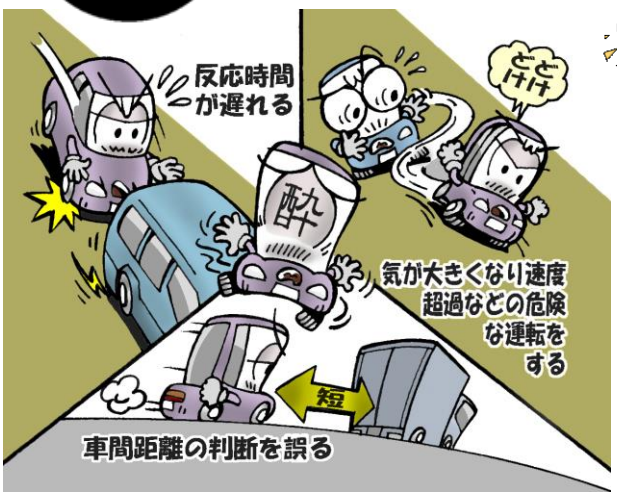

酒類提供
飲酒運転車両への同乗
車両提供

全て罰せられます!

手記

交通犯罪

～飲酒運転事故の加害者が服役中に執筆～

会社役員　　４４歳

ある年の６月、その日は「父の日」でした。私は前日が土曜日ということもあり、自宅に於いて深夜１時過ぎまでビール 500ml 缶２本、続いて焼酎約 900ml を飲酒した後、約８時間睡眠し、起床しました。

その後は、昨夜のアルコールが残っていたせいもあり、大した食事もせずに昼過ぎまでだらだらと過ごしていました。その後、今日しなくても済みそうな用件を思い出し、ハンドルを握ってしまいました。

私が自宅を出てから約 25 分後でした。現場は片側二車線、制限速度 50km の道路でした。被害者の方は大型バイクで直進していました。私は、自宅に戻る為に右折しようと、大型バイクと並走しているバイクの存在を確認し、右折しました。その際、対向直進していたバイクと接触してしまい、バイクを運転していた被害者の方を転倒させてしまいました。

私はその瞬間、何が起きたのか判りませんでした。聞いたことのない大きな破裂音がしたと同時に車が揺れ、サイドウィンドウに頭を強く打ちつけました。私は急いで車を降りて確認したところ、私の車に大型バイクが接触し、被害者の方が少し離れた場所に横たわっていました。その時、私は頭の中で信号は黄色だったこと、バイクは２台だったこと、救急車を手配すること、そして二日酔いだったことを考えました。

事故現場は、消防署からも交番からも２分程度の場所でしたので、通報から間もなく救急車、警察官の方が来ました。私はその時点では、衝突したバイクの方が死亡してしまうとは夢にも思わず、ただ二日酔いのことがバレなければいいと考え、現場検証を終え、警察署へ向かいましたが、そこでは思いもよらないことに逮捕されてしまいました。事の重大さにただ驚くばかりだったことを記憶しています。

取調べの結果、呼気からは、基準値以上のアルコール反応が出ていましたが、そのことについては、その時点では怪我をされた方がいるのに自らの保身はできないと感じ、素直に認めました。その晩は、留置場の中で相手のバイクの方が最悪の事態にならないことを願っていましたが、亡くなってしまったと聞き、愕然とし、今後どうしたらいいのか判らなくなりました。また、家族はどうしているのだろうと心配になりました。

しかし、その瞬間でも私は相手にも過失があったのではないかなどと相手の方が亡くなっているにもかかわらず、自らの逃げ道を探していたように思います。

その時は、私が事故を起こしてから家族の者がどのような気持ちでいたのかを知りませんでした。私には娘がいますが、事故当日からほとんど食事が出来なくなってしまったことなどです。

また、警察の方々のご配慮により、被害者ご遺族の方に連絡させていただき、謝罪をさせていただきました。その時、「怪我をしても生きているならいくらでも怒りようはあると思うが、死んでしまったのでは何も言いようがない。」とご遺族の方がおっしゃった言葉が忘れられません。

私はすべてを受け入れ、取調べに対しても素直に応じなければならないと感じるとともに、被害者家族の方々のかけがいのない方の命を奪ってしまったこと、被害者の方の人生を奪ってしまったことを痛感しました。

その後、保険会社を通じて、何度か被害者のご自宅へ謝罪にうかがいたい旨をお願いしましたが、被害者の奥様は、事故後心労が募り、会える状態ではないと断られてしまいました。それは当然のことです。私は、ご主人を自動車という凶器で殺してしまった人間であり、仲良く幸せに暮らしていた家族を社会のルールを守らず身勝手な行動で奪ってしまったのです。裁判の結果、自動車運転過失致死、道路交通法違反により懲役２年４月という実刑判決が下りました。

アルコールが体内に残っていることを感じながらもシートベルトをし、スピードを出さなければ良いと安易な考えでハンドルを握ってしまった結果、１人の大切な命を奪ってしまったので仕方ありません。私のこれからの人生は、受刑生活で培ったことを教訓に被害者の方を第一に考え、ご遺族の喪失感、苦しみ、悲しみをより理解することに努めるとともに、一刻一秒も忘れることなく、被害者の方の無念を思い、反省と改悛を深めたいと考えております。同じ過ちは二度と繰り返さないことを誓い、ご冥福をお祈り申し上げます。

（一財）東京交通安全協会　「贖（あがな）いの日々」より

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231（代表）　Eﾒｰﾙ x0022@police.pref.shiga.jp